

港内での潜水・遊泳及び港湾区域での潜水 をする場合事前に許可となります

密漁対策・漁船との接触事故防止のため、平成28年10月1日より、増毛町港湾管理条例の一部改正に伴い、増毛港内で潜水・遊泳行為及び港湾区域で潜水行為を行う場合は、港湾管理者である増毛町長へ申請を行い、事前の許可が必要となります。

許可を受けずに潜水・遊泳行為をした場合は、処罰されます。

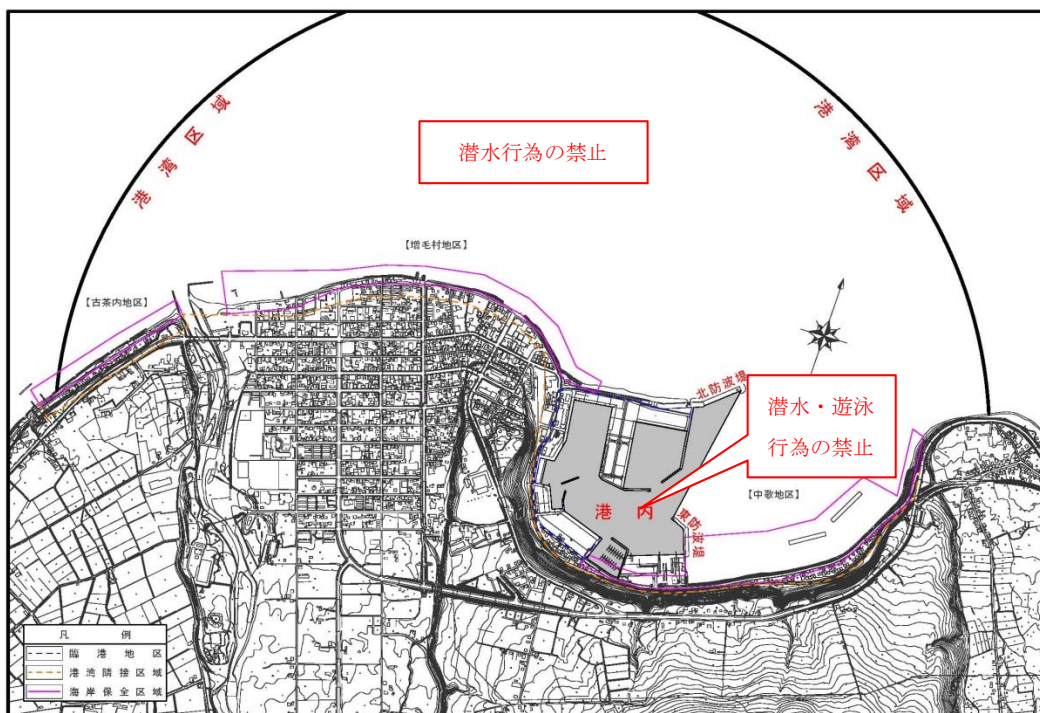
【増毛町港湾管理条例（一部抜粋）】

第16条 何人も港湾に関し次に掲げる行為をしてはならない。

(3) 町長の許可を受けずに、港内においての潜水及び遊泳行為をすること並びに港湾区域において潜水行為をすること。

第21条

2 第16条第1項第3号の規定に違反したものは、科料に処する。



【お問い合わせ・申請先】増毛町役場 建設課 管理係 電話 0164-53-1115

増 毛 町
留 萌 海 上 保 安 部
留 萌 警 察 署

港内（港湾区域）行為許可申請書

年 月 日

増毛港港湾管理者
増毛町長 様

住 所
申請者（団体名等）
氏 名 印
連絡先 電話（ ）

下記のとおり、港内（港湾区域）での行為について許可されたく申請いたします。
なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

| | | | |
|-------|--|-------------|---|
| 行為の内容 | <input type="checkbox"/> 潜水行為 <input type="checkbox"/> 遊泳行為 | 行為を 行う人数 | 人 |
| 行為の目的 | | | |
| 行為の場所 | <input type="checkbox"/> 港内 () <input type="checkbox"/> 港湾区域 () | | |
| 行為の期間 | 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで | | |
| 備 考 | | | |

※ 以下の欄については記入しないでください（担当課記入）

| |
|--|
| <p>[許可基準確認欄]</p> <p><input type="checkbox"/> 漁業者等が漁業を営むため潜水・遊泳する場合</p> <p><input type="checkbox"/> 漁業協同組合が水産資源等の調査のため潜水・遊泳する場合</p> <p><input type="checkbox"/> 国・道・町が海洋等の調査をする場合</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第6条の許可を受けた者が、当該許可に基づき潜水・遊泳する場合（港湾工事作業等）</p> <p><input type="checkbox"/> 町長が特に必要であると認め許可した場合</p> |
|--|